平成２１年（フ）第３０９５号
福岡市東区香椎駅東１丁目31番22号
債務者　藤田　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９６号
福岡市東区香椎駅東１丁目31番22号
債務者　藤田　可奈
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１号
福岡市東区東浜１丁目11―１オリエント1813
債務者　平山　雅俊
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７号
福岡市南区井尻１丁目７番７号
債務者　岡田　一枝（旧姓安武）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４７号
福岡県太宰府市宰府５丁目16番５―306号
債務者　松原　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４８号
福岡県太宰府市宰府５丁目16番５―306号
債務者　松原　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７１号
福岡市南区曰佐３丁目14番10号
債務者　八尋　貴史
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１６号
福岡市東区馬出２丁目６番10―105号
債務者　村山　広明
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１７号
福岡市東区馬出２丁目６番10―105号
債務者　村山　聖子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２１号
福岡県朝倉市三奈木3775の４
債務者　内山　静枝
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７６号
福岡県古賀市天神１丁目24番12号
債務者　染井　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９７号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目13番１号
コーポラス別府204号
債務者　花田　晴美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０７号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番28号ジェントリー博多504号
債務者　白濱　義英
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目113番地
メモリープラザけやき201号
債務者　カワラヤこと　松本　清文
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２６号
福岡市東区香椎３丁目３番41号
債務者　生武　克子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３６号
福岡市城南区鳥飼６丁目１番26―907号
債務者　平田　育子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目17番地　ハイム古屋401号
債務者　石井　靖子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋455番地１グランディール内橋Ｂ102
債務者　木下真二郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部